

令和 3 年
第 6 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和3年第6回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年6月24日（木）午後3時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第6回立川市農業委員会総会

令和3年6月24日（木）

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番		11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

次長 奥野 武司 君

係長 原島 邦雄 君

主任 南山 和秀 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほど聞いたんですけれども、今日は J A の総代会があるということで、職務代理が欠席ということらしいので、そういうことでございます。

それと、1 点報告があります。夏野菜品評会が 6 月 22 日に行われまして、皆さんのお手元にも受賞者名簿が届いているかと思えます。農業委員会としましては賞状を出すことになっておりますので、8 月 2 日に表彰式があるということでございますので、そのときに出させていただこうと思っておりますので、報告とさせていただきますと思います。

また、何か天気予報を見ると、27 日か 28 日ぐらいに台風が、こちらのほうに接近するのではないかという予報みたいでございます。なので、今後、台風の対策と言っても、なかなかできないかと思うんですけれども、少しでも被害のないように準備を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 3 年第 6 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員が出席しておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、お願いいたします。

それでは、座らせていただきたいと思います。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 12 番の高杉委員、16 番の島田加美委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件、（3）農地法第 5 条第 1

項第7号の規定による届出が1件ございます。一括して事務局より報告をお願いいたします。

次長 それでは、本日、市議会本会議の開会と重複したことから、事務局長は欠席となっております。局長に代わりまして次長の奥野より説明いたします。

 初めに、報告事項（1）事務報告を行います。

 A4縦の事務報告を御覧ください。

 5月26日（水）から5月28日（金）にかけて、また、6月4日（金）に東京都農業会議主催の研修会が、いずれもウェブ会議形式で順次開催され、事務局職員が参加しております。

 6月1日（火）、北多摩地区農業委員会連合会の令和3年度通常総会、また、6月16日（水）、東京都農業会議第129回通常総会が、それぞれ書面決議にて開催されております。

 委員会としましては、6月15日（火）に本総会に向けた現地調査、本日、24日（木）、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

 明日以降の予定でございます。

 6月29日（火）、立川市役所におきまして東京都農業会議主催の農業委員会地区別広域連携会議、北多摩西部地域になりますが、こちらの会議が予定されており、会長及び職務代理に御出席いただく予定でございます。

 委員会としましては、7月15日（木）、7月の総会に向けた現地調査、26日（月）午後3時より第7回総会、終了後、全員協議会の開催を予定してございます。

 報告事項（1）事務報告は以上でございます。

 続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

 報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出、1件について御報告いたします。

 申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

 農地の所在は栄町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は375㎡。転用目的は学校用地でございます。

周辺略図を御覧ください。

報告事項（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出、
１件につきまして御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでござ
います。

農地の所在は西砂町６丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、
現況も畑。面積は１，９５０．０２㎡。転用目的は住宅用地で
ございます。

周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告がありました件につきまして、何か御質問等
がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項については
これで終了いたします。

次に、議案第１号、相続税納税猶予に関する適格者証明につ
いて、２件議題に呈します。

それでは、事務局より議案第１号の１の説明をお願いいたし
ます。

次長 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明について、
今回は２件でございます。

まず、議案第１号の１、農地相続人等の住所、氏名につつま
しては記載のとおりでございます。

現地調査を６月１５日、申請者立会いの下、会長、内野委員、
清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は砂川町３丁目の１筆になります。略図１
を御覧ください。略図１は、見影橋公園の東南に位置し、同一
申請人に係る適格者証明について先月の総会で御審議いただいた
農地の東側に接する農地となります。先月の現地調査の際、
境界付近の草が伸びぎみとなっており、剪定、除草等を適切に
行うよう依頼した経過がございましたが、現地調査の際には今

回の申請農地を含め、管理状況にはかなりの改善が見られました。

なお、申請農地内に掲示板が立てられておりましたので、別の場所へ移すよう依頼してございます。

議案第1号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の1について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を内野委員、清水茂男委員、横幕委員、それと私、鈴木より順にお願いしたいと思います。

それでは初めに、内野委員、お願いいたします。

8番 この方なんですけれども、この畑の場所は、今、夏野菜が作付されていまして、自家消費と、あと、この畑の前に保育園があるんですけれども、食育ということで園児なんかと一緒に野菜を作って、その取れた野菜を給食とかで食べたりしているそうです。境界も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ないんですけれども、先ほどあった掲示板なんですけれども、今は撤去されて、そちらのほうも確認済みなので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

14番 この方ですが、境界石もはっきりしていて、肥培管理も良好で特段問題ないと思いますが、先ほど来から自治会の看板が畑の中に入っていたということで、内野委員が確認されて、撤去されているということですので、特段問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

11番 前回行きましたときの除草について、随分きれいになっていまして、これをぜひキープしてほしいと思いました。

今回聞きましたところでは、特に問題になることはありませんので、さっき何度も出ていますが、掲示板については自治会と

相談してということも聞いておりましたので、特に問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから補足説明します。

もう各委員さんから説明があったとおりでございます。この掲示板は、自治会のほかに、あと選挙ポスターなども貼ってあったりしてましたので、やはりこういった掲示板も、農業以外の掲示板だと農地のところには立てることはできないということになっておりますので、その関係で今回撤去していただきました。

という関係で、内野委員から報告がありましたように、もう撤去済みということでございますので、何の問題もないかと思えます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思えます。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、ありがとうございます。

先月もお話しした内容とほとんど変わりはないんですけれども、改めてまたお願いさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

申請人には相続税猶予制度について十分御理解していただいたと思えますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力お願いしたいと思えます。

農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなります。立川農業

の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順にお願いしたいと思います。

それでは、初めに鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 こんにちは。先月に引き続き、お越しいただきまして、ありがとうございます。

先月にも一度お伺いして、納税猶予制度を御理解いただいているというふうに、こちらのほうも思っておりますので、再度、同じ質問になりますけれども、確認をさせていただきます。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点について、もう一度お答えをお願いいたします。

申請人 今の畑につきましては、私のほうで子どもの頃から田んぼを作りながら、畑を作りながら育てておりますので、生涯にわたって畑を作りたいと思っております。

また、支援ということですが、近隣に親族もおりますし、また、今作っている畑のもので、砂川文化のうどん等を作ったりとか、いろいろやっております。ボランティアや支援者の皆さんも、だんだん輪が広がっているところですので、そういった方々と一緒に永続的に農園が経営できるようにしていきたいと思っております。

何かあったときには農業委員の方に相談をさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

17番 ありがとうございます。

隣接している保育園に給食等でも出されているというふうにお聞きしております。これからもおいしい野菜を作ってください。どうもありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3 番 お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。

さきの経営部会長と同じで、もうほとんど先月、質問を受けて御理解していただいていると思いますので、重要な部分だけで質問させていただきます。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お聞かせください。

申請人 私自身が自分で耕作をしたり、そういった形で経営していくというふうなことで考えております。もし何かありましたときには、今回、農業委員さんとも知り合いにさせていただきましたので、御指導いただいたりしながらやっていきたいと思っております。

3 番 ありがとうございます。

先月に引き続き、十分に皆さんに伝わるような強い意志を感じ、理解いたしました。これから長い間、農業を続けていくことですし、健康には十分注意されて続けていただきたいと思えます。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問がある方は、お願いしたいと思えます。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から申請人の方に、前回もお話ししました内容と同じ内容でございますが、こちらの相続税猶予制度は国の制度ということをお話しましたと思えます。また3年ごとに農業委員会で調査に伺いますので、またそのときには立会いをお願いしたいと思えます。

ただいま両部会長から質問があった内容が、この封筒にも、前回も見てもらったと思うんですけども、書いてありますので、お帰りになりましたら、もう一度、再度確認をお願いしたいと思えます。

これで質問のほうは終わりたいと思います。本日はありがとうございました。また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

申請人 こちらこそ、よろしくお願ひします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願ひいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第1号の2の説明を事務局よりお願ひいたします。

次長 議案第1号の2、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を6月15日、申請者立会いの下、会長、小峰委員、高杉委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は若葉町3丁目の2筆になります。

略図2を御覧ください。略図2は、第九中学校の西、五日市街道に面した自宅の北側に位置する農地で、トウモロコシやキュウリ、ブルーベリーや栗などが植え付けられておりました。境界も確認できました。

議案第1号の2は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願ひいたします。

補足説明を私、鈴木、次に、小峰委員、高杉委員、横幕委員の順でお願ひしたいと思ひます。

この方は野菜のほうを全体的に作られておまして、家の前で庭先販売をほとんどしている方でございます。あと少し植木のほうも生産されておまして、境界のほうも全て確認をしまして、管理のほうもきれいに管理されておりました。

ただ、1点、事前に私のほうで調査に伺ったときに、伐採した木が積んであったので、それだけは事前に撤去していただくようお願いしておきまして、当日はきれいにしてありましたので、何の問題もないと思います。

以上でございます。

続きまして、小峰委員、お願いいたします。

4番 ただいま会長のほうから話があったとおり、境界のほうも確認しました。また、野菜等の肥培管理も良好で、何の問題もないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉委員、お願いします。

12番 この方の畑は肥培管理がよくて、特に問題ないと思いましたが。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 多品種というか、野菜の栽培、それから植木が少しありまして、とてもきれいに管理されていたと思います。今の時期は鳥との戦いだということでしたけれども、とてもきれいに管理されていました。

それから、先ほど会長のお話があった伐採した木の片づけについては、当日行ったときには全然分かりませんでした。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました件について、何か質問、確認事項がありましたら、お願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日はどうもありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

議長 申請人には相続税猶予制度について十分御理解いただけていると思いますが、農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきます。

それでは、初めに、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 こんにちは。お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることも予想されます。

そこで確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 今回、二次相続ということで、前回、12年前ですかね。

父親が亡くなって、このような機会で生涯やるということで適格者証明を出していただきました。今回、二次相続で来たんですけれども、前と変わらず生涯、体が動く限り、実際やっていますし、これからもやっていくつもりです。

あと、私が倒れたらどうしようかということなんですけれども、そのときは家族がバックアップしてくれると思います。

以上です。

17番 ありがとうございます。

またこれから暑い時期になりますので、お体には十分注意していただきたいと思います。どうもありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 お忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申請を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納税することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 先ほども言いましたけれども、今回、二次相続なんですけれども、二次相続で、また農地が減るのかなとは思いましたがけれども、何とか農地を減らさなくて済むようになりました。や

っぱり農業をやっている身としては、何とか農地は残したいという考えがありますので、適切に肥培管理を行って、おいしい野菜、安全な野菜を作って、生涯、体が動く限りやっていくつもりであります。

以上です。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図るのを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願います。これからも体には本当に十分気をつけて、やっていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問などありましたら、お願いしたいと思っています。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私から申請人の方へお願いをしたいと思います。

ただいま両部会長からのいろいろな御質問に答えていただきましたけれども、相続税の猶予制度は国の制度でございます。もう御存じだと思います。3年に1回、税務署に報告しますので、また3年ごとに調査に伺いますので、その際、立ち会っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思えます。

あと、ただいま両部会長から質問などがありました内容が、この封筒の中に書いてありますので、お帰りになったら再度、今度は御家族にも見ていただいて、相続税猶予制度というものはこういうものだということで理解していただきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

また今後ともよろしくお願いしたいと思えます。今日はどう

もありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 議案第1号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件を議題に呈します。

なお、議案第2号の1、私の世帯に関する案件がありますので、当該案件の際、一旦退席させていただきますので、この間の議事進行につきましては粕谷土地利用部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3番 職代が本日お休みなので、代理の代理という形で進行させていただきます。

それでは、議案第2号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。

次長 議案第2号の1、特例農地は若葉町2丁目の2筆となります。

現地調査を6月15日、申請者代理人、小峰委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

略図1を御覧ください。略図1は、五日市街道に面した自宅の南側に位置する農地で、当該地の東半分程度が約100区画の体験農園に整備されております。西側はエダマメやサトイモなどが植え付けられるとともに、今後の作付に向け、きれいに耕うんされておりました。肥培管理は良好でした。

議案第2号の1は以上でございます。

3番 ありがとうございます。

議案第2号の1について、現地確認を担当された委員から補

足の説明をお願いします。小峰委員と横幕委員、よろしく
お願いします。

4 番 まず、境界の確認をいたしました。この方は農園をやっ
ている方で、103区画の農園をやっております。また、ジャガ
イモ等の畝売りを行っております。肥培管理としては良好で、
何も問題はございませんでした。

以上です。

1 1 番 大変きれいな畑でした。何の問題もないと思います。

3 番 ただいま説明がありました件について、何か質問がありま
したらお願いします。ございませんか。

……質疑なしの声

3 番 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。

議案第2号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明に
ついて、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

3 番 全員挙手と認め、証明することに決めます。

議長 議案第2号につきまして事務局より説明をお願いいたしま
す。

次長 現地調査を6月15日、申請者、代理人、会長、高杉委員、
鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果
を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでござ
います。

略図2を御覧ください。略図2は、玉川上水のかかる宮の橋
の南東に位置する農地で、南側には数種の植木が植え付けられ、
北側にはキュウリ等、野菜が植え付けられておりました。境界
も確認でき、肥培管理は良好でした。

続けて、略図3-1を御覧ください。略図3-1は五日市街
道に面した自宅に隣接する農地で、エダマメやナス、モロヘイ
ヤ、コマツナなど多種の野菜が植え付けられておりました。

略図3-2を御覧ください。略図3-2は西武立川駅北口の
西に位置する農地で、先月、隣の農地を現地調査した際にも、

きれいに耕うんされているのを確認してございます。

略図 3-3 を御覧ください。略図 3-3 は、西砂バイパスからリサイクルセンター方面に延びる北原通りに接する農地で、サトイモが植え付けられておりました。一部、以前受託されていた都の委託苗木が残っておりましたが、今後、片づけを進められるとのことでした。

略図 3-4 を御覧ください。略図 3-4 は略図 3-3 の西に位置する農地で、南側にはコマツナが植え付けられておりました。全体として肥培管理は良好でした。

続いて、略図 4 を御覧ください。略図 4 は若葉図書館の北側に位置する農地で、南側はシイタケの菌床栽培や、ミニトマトがハウスで栽培されておりました。北側ではキュウリやパッションフルーツが植え付けられておりました。

議案第 2 号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 2 号について確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、2 番を高杉委員、お願いいたします。

1 2 番 この方の農地は肥培管理がとてもよくて、草も生えていなくて、とりあえず何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 この畑は玉川上水の近くなんですけれども、今、高杉委員がおっしゃったとおり、きれいに管理されていて問題はないと思います。

ちょうどこの時期は、ほかのところでも出ましたけれども、アライグマが出るということで、つがいでも出たという話で、今のところ、まだ被害は出てはいないそうですけれども、そういった獣が出るという話で、会長に伺ったところ、農協でわなを貸してくれるということなんですけれども、わなを仕掛けてアライグマを捕まえて、その処理は自分でやらなくてはいけないという。処理費用が結構かかるということなので、せっかく

用意したわなが、なかなか利用してもらえないという話を伺いまして、何かとてももったいないというか、農地全体の問題でもあるので、何とかならないのかなというふうに思った次第です。

畑は何の問題もありませんでした。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番ですね。鈴木和昌委員、お願いします。

17番 この方は野菜を作っておりまして、先ほど説明があったとおり、様々な野菜が所狭しと植えられており、収穫間近なものばかりで、これは1日大変だなと思いました。

3-2は継続して耕うんされており、秋用に種まきをする予定だそうです。

また、3-3におきましては、図の南面に沿って東京都の苗木の残りがありまして、これは片づけるということでした。東側はブロッコリーの取り残しが若干ありましたが、当時、雨が降ったりやんだりで、なかなか耕うんができなかったということなので、できるようになったら、きれいに片づけるということでした。

3-4に関しましては、コマツナが植えてあり、肥培管理も良好でした。境界も全て確認できており、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 今、鈴木委員がおっしゃったとおりです。この時期は本当に出荷に忙しくて、なかなか畑の管理のほうに手が回らないという話をされていましたが、きちんとやられるというところで、問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番ですね。では、先に横幕委員、お願いします。

11番 ハウスでキュウリとかミニトマトを育てていらっしゃる一方で、菌床栽培したシイタケのおがくずを堆肥にしているところ

ろを見せていただきました。非常に丁寧に管理されていると思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、私のほうから報告いたします。

この方は、今も報告がありましたように、菌床栽培のシイタケを作っているのと、ミニトマト、キュウリですね。こちらのほうは水耕栽培されているということで、水耕も自分で組み立てて作ったということでございます。そのほか、露地では、今回初めてパッションフルーツをやってみたんですけれども、なかなか難しいということで、試験的にやって、今後はそこに今度、アスパラをやろうかなんていうことを言っておりました。全体的にはきれいにされておりましたので、境界のほうも全て確認しましたので、何の問題もございません。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等があったらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、3件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明につきまして御報告いたします。今回は3件でございます。

議案第3号の1、土地の表示は一番町3丁目の1筆となります。面積は2,984㎡、申出事由は死亡でございます。

議案第3号の2、土地の表示は若葉町1丁目の1筆となります。面積は300㎡、申出事由は故障でございます。

議案第3号の3、土地の表示は砂川町2丁目の1筆となります。面積は135㎡、申出事由は故障でございます。

証明内容は全て、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

また、申出事由が故障の方につきましては、介護保険の要介護認定証、医師の診断書など、故障の要件に該当する旨の提出書類を都市計画課に確認してございます。

議案第3号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。1番を嶋田貞芳委員、2番を鈴木、3番を内野委員と事務局。

それでは、1番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 先日、現地のほうを確認いたしました。境界石のほうは全て確認できました。それと、畑の一部にビニールハウスが1棟ありまして、これは以前、育苗用に使っていたという経緯があるみたいです。肥培管理のほうもよくできているので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番は私のほうから報告させていただきます。

こちらの方は、畑のほうは果樹、野菜の生産農家でありまして、きれいに管理をされていましたが、今回、故障ということで、現在、要介護認定が2になっております。症状としては進行性の難病というような症状でございます。なので、今現在、車椅子で介護施設に入所しているということで、月に何度かは自宅に戻られるということでございます。

今後は、この方は後継者が、まずいらっしゃらないので、農業経営が難しいということでございますので、今回こういった故障ということで届出をいたしました。

以上になります。

続きまして、3番を内野委員、お願いいたします。

8 番 この方の畑は、境界石も確認できまして、今、一応ブルーベリーが植わっているんですけども、5月のときに故障者証明のほうで畑を見に行ったときは肥培管理も良好だったんですけども、今、入院していることで、昨日見に行ったときは、少し草は生えていたんですけども、前はちゃんと管理もされていたことなので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

3 番について、何か事務局からあるんでしょうか。

係長 3 番の方につきましては、お住まいが市外の方という形でございます。通常ですと事務局と農業委員さんのほうでお伺いをして、過去には、状況ですとか故障の認定に際して、お話をお伺いしていたという経過がございます。

今回、御連絡を取らせていただきましたところ、すぐ入院をされるということでございましたので、申し訳ありませんでしたけれども、その際にお電話で後継者さんの状況ですとか、故障の状況ですとか、確認をさせていただいて、故障の認定をさせていただいたという経過がございます。

以上、報告をさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問などがありましたらお願いしたいと思います。ないでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他何かありますでしょうか。

次長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は7月26日月曜日、午後3時から、
場所は今度は101会議室でございます。御承知のほどお願い
したいと思います。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。
これで終わりにいたします。

午後3時52分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員